

第 192 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	2019 年 10 月 17 日（木）午前 10 時 00 分～11 時 15 分 経済調査会会議室
出席委員	小路直彦、鈴木準、笛田俊治（委員長代理）（五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果																											
1. 前回議事概要の確認 2. 「積算資料」11 月号土木系資材の価格変動の妥当性について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議事概要案が承認された。 ・ 審査対象資材のうち、11 月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 20%;"><品目></th> <th style="text-align: center; width: 20%;">[地区]</th> <th style="text-align: center; width: 60%;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【上伸した資材】</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>さいたま、東京、横浜</td> <td>生コン市況が改善した南関東の地区で、販売側が昨年打ち出した値上げの積み残し分について売り腰を強めた結果、需要者が受け入れ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>福井、宮崎</td> <td>メーカー各社は石炭価格や物流費の上昇を理由に昨年 4 月出荷分より値上げを打ち出す。段階的に売り腰を強めた結果、福井、宮崎の地区の需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>甲府</td> <td>組合が今年 1 月に打ち出した値上げの積み残し分について、販売窓口を組合に一本化するなど強腰で交渉を進めた結果、大型物件を中心に値上げが浸透し、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>全国</td> <td>9 月中旬にサウジアラビアの石油施設が攻撃を受けたことで、原油価格は急騰し、元売会社は卸価格を引き上げた。販売会社も値上げに動いて、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>野芝</td> <td>東京、新潟、名古屋、大阪</td> <td>茨城県、静岡県、鳥取県を生産地とする生産・販売業者が肥料代等の製造コストや輸送コストの増加分を転嫁すべく昨年 4 月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、今年度入り後、輸送費の更なる上昇から販売側が売り腰を強め、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【下落した資材】</td> </tr> <tr> <td>異形棒鋼</td> <td>全国（札幌除く）</td> <td>新規引き合いが低調に推移する中、原材料の鉄屑価格はさらに下落が進行。メーカー側は採算重視の販売姿勢だが、需要者の値下げ要求が強まり、市況下落。</td> </tr> </tbody> </table>	<品目>	[地区]	(理由)	【上伸した資材】			セメント	さいたま、東京、横浜	生コン市況が改善した南関東の地区で、販売側が昨年打ち出した値上げの積み残し分について売り腰を強めた結果、需要者が受け入れ、市況上伸。	セメント	福井、宮崎	メーカー各社は石炭価格や物流費の上昇を理由に昨年 4 月出荷分より値上げを打ち出す。段階的に売り腰を強めた結果、福井、宮崎の地区の需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。	生コンクリート	甲府	組合が今年 1 月に打ち出した値上げの積み残し分について、販売窓口を組合に一本化するなど強腰で交渉を進めた結果、大型物件を中心に値上げが浸透し、市況上伸。	軽油	全国	9 月中旬にサウジアラビアの石油施設が攻撃を受けたことで、原油価格は急騰し、元売会社は卸価格を引き上げた。販売会社も値上げに動いて、市況上伸。	野芝	東京、新潟、名古屋、大阪	茨城県、静岡県、鳥取県を生産地とする生産・販売業者が肥料代等の製造コストや輸送コストの増加分を転嫁すべく昨年 4 月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、今年度入り後、輸送費の更なる上昇から販売側が売り腰を強め、市況上伸。	【下落した資材】			異形棒鋼	全国（札幌除く）	新規引き合いが低調に推移する中、原材料の鉄屑価格はさらに下落が進行。メーカー側は採算重視の販売姿勢だが、需要者の値下げ要求が強まり、市況下落。
<品目>	[地区]	(理由)																										
【上伸した資材】																												
セメント	さいたま、東京、横浜	生コン市況が改善した南関東の地区で、販売側が昨年打ち出した値上げの積み残し分について売り腰を強めた結果、需要者が受け入れ、市況上伸。																										
セメント	福井、宮崎	メーカー各社は石炭価格や物流費の上昇を理由に昨年 4 月出荷分より値上げを打ち出す。段階的に売り腰を強めた結果、福井、宮崎の地区の需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。																										
生コンクリート	甲府	組合が今年 1 月に打ち出した値上げの積み残し分について、販売窓口を組合に一本化するなど強腰で交渉を進めた結果、大型物件を中心に値上げが浸透し、市況上伸。																										
軽油	全国	9 月中旬にサウジアラビアの石油施設が攻撃を受けたことで、原油価格は急騰し、元売会社は卸価格を引き上げた。販売会社も値上げに動いて、市況上伸。																										
野芝	東京、新潟、名古屋、大阪	茨城県、静岡県、鳥取県を生産地とする生産・販売業者が肥料代等の製造コストや輸送コストの増加分を転嫁すべく昨年 4 月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、今年度入り後、輸送費の更なる上昇から販売側が売り腰を強め、市況上伸。																										
【下落した資材】																												
異形棒鋼	全国（札幌除く）	新規引き合いが低調に推移する中、原材料の鉄屑価格はさらに下落が進行。メーカー側は採算重視の販売姿勢だが、需要者の値下げ要求が強まり、市況下落。																										

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果
<p>○輸入型枠用合板の国内入荷先は、東京が多いのか。</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 次回開催予定</p>	<p>・具体的な数量や割合は不明だが、販売店へのヒアリングでは、国内では圧倒的に需要が多いので、荷卸し先は東京が多いと聞いている。</p> <p>・2019年11月18日（月）15時～17時と決定。</p> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第 3 条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

(審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて理事長に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由等の資料を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改訂施行する。